

令和3年度税制改正について

環境省

1. 環境部会の重点要望項目

● 税制全体のグリーン化

<要望内容>

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

<結果>

- ・ 地球温暖化対策のための税は着実に実施
- ・ 揮発油税等の「当分の間税率」は維持とされた。

● 車体課税のグリーン化

<要望内容>

コロナ危機により、自動車産業も厳しい状況に置かれている。裾野の広いサプライチェーンを抱え、日本経済を支える自動車産業の活性化は喫緊の課題である。同時に、持続可能で強靱な脱炭素社会・分散型社会への移行に向けて、再エネ・蓄電池・マイクログリッド等の社会実装を加速するためには、動く蓄電池としての電動車の導入を強力に後押しすることが有効である。これにより、コロナからの復興、気候変動対策、そして、活力ある自動車産業を同時に推進していくことが必要である。

こうした状況を踏まえつつ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、エコカー減税対象車の重点化等を検討し、車体課税の一層のグリーン化を推進する。具体的には、2030年度燃費基準を踏まえ、ガソリン車及びクリーンディーゼル車の対象車両の絞り込みを行う。

<結果>

- ・ 自動車重量税のエコカー減税について、2020年度燃費基準の達成を条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じた減税の仕組みとされた。
- ・ 自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、2020年度燃費基準の達成を条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じた減税の仕組みとされた。
- ・ クリーンディーゼル車について、ガソリン車と同等に燃費基準の達成状況に応じた減税の仕組みとするとともに、2年間の激変緩和措置を講じることとされた。

- 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除特例措置の延長【延長】
(軽油引取税)

<要望内容>

廃棄物処理事業者が廃棄物最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税免除の特例について、適用期限を3年間延長する。

<結果>

一部見直しの上、3年間延長された。

2. 他部会と共同の重点要望項目

- 低公害自動車の燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長【延長】(固定資産税)

<要望内容>

燃料電池自動車に水素を充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を最初の3年度分を3/4とする特例措置を2年間延長する。

<結果>

一部見直しの上、2年間延長された。

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除【拡充・延長】(法人税、所得税、法人住民税)

<要望内容>

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、
－ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ及び上乘せ措置の延長
－ デジタル化・リモート社会の推進を目的としたソフトウェア関連費用の見直し
等の拡充・延長を行う。

<結果>

一部見直しの上、2年間拡充・延長された。

- 技術研究組合の所得計算の特例の延長【延長】(法人税)

<要望内容>

技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合に、減額した金額を損金に算入する特例措置を延長する。

<結果>

一部見直しの上、3年間延長された。